

役員候補者案の承認について

現在の理事12名、監事2名全員が来る6月26日実施予定の定時評議員会書面決議の終結と同時に任期満了退任となるため、改選の必要があります。

役員（理事及び監事）の選任は評議員会の専権事項であります。当協会におきましては、第1回評議員会において決議された「役員の選任に係る透明性の確保について」に基づき、理事長が賛助会員から推挙いただいた案を踏まえて作成した役員候補者案を理事会においてご承認いただいた上、評議員会に提出する必要があります。賛助会員からの推挙を踏まえて作成した役員候補者案は、別表の通りです。

つきましては、別表の役員候補者案を定時評議員会書面決議に提出することにつき、ご審議をお願いいたします。

なお、選任された場合の任期は、定款第36条第1項の規定に基づき、2022年3月31日に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとなります。

以上

【ご参考】

《定款》（抜粋）

第33条第1項 役員は、評議員会の決議によって各々選任する。

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員が欠けた場合又は第32第1項に規定する役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（一般法人法第177条において準用する同法第75条第2項に規定する一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

<別表>

役員候補者案

	氏名	会社名	役職
理事	柵山 正樹※	三菱電機株式会社	取締役会長
	松本 匡	三菱電機株式会社	専務執行役
	橋本 仁宏	シャープ株式会社	常務執行役員
	伊藤 章	一般財団法人家電製品協会	専務理事
	糸川 滋	ソニー株式会社	執行役員
	小林 伸行	東芝ライフスタイル株式会社	取締役社長
	谷口 潤	日立グローバルライフソリューションズ株式会社	取締役社長
	河野 明※	パナソニック株式会社	アプライアンス社副社長
	高田 伸一※	株式会社JVCケンウッド	常務執行役員
	澤井 克行※	ダイキン工業株式会社	執行役員
	小湊田 恒直	株式会社富士通ゼネラル	取締役 経営執行役副社長
	西崎 太真	三菱重工サーマルシステムズ株式会社	取締役
監事	佐々木 定雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会	専務理事
	松尾 勝	公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会	専務理事

※印は新任、無印は再任